

## 科学研究費助成事業（補助金及び基金）間接経費取扱要領

（趣旨）

第1条 この取扱要領は、「独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業補助金及び基金の機関使用ルール」に基づき、神戸医療福祉大学（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業補助金及び基金（以下「助成事業」という。）に係る間接経費の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「研究者」とは、補助金及び基金の交付を受けた研究代表者及び研究分担者で、間接経費の配分を受けた者をいう。
- 2 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

（譲渡）

第3条

- 1 研究者代表者及び研究分担者は、科研費受領後速やかに本学に譲渡しなければならない。
- 2 研究者は、科研費の交付決定通知書に記載された間接経費を本学に納付するため、別紙第1を学長あてに提出する。

（間接経費の使用制限）

第4条 補助金は、年度の3月31日までに、基金は、補助事業期間内に使用しなければならない。

（間接経費の使途）

第5条 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善や本学全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。別紙第2「間接経費の主な使途の例示」を参考として、本学学長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用する。

（報告）

第6条 毎年度の間接経費使用実績を、翌年度6月30日までに日本学術振興会に報告する。

付 則

- 1 この要領は、平成28年3月16日から施行する。

平成 年度科学研究費助成事業間接経費譲渡申出書

平成 年 月 日

神戸医療福祉大学長 殿

所属機関・職：神戸医療福祉大学・〇〇  
研究者代表・氏名： 〇 〇 〇 〇 ⑩

下記の研究課題に係る間接経費 千円を譲渡したいので、譲渡条件を承諾の上、手続き方お願いします。

記

- 1 研究項目：平成 年度科学研究費助成事業（研究種目を記入）
- 2 課題番号：
- 3 研究課題名：
- 4 交付決定額： 千円（うち間接経費分 千円）
- 5 譲渡の条件：
  - (1) 間接経費は、科学研究費助成事業（研究種目を記入）による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、研究者の研究環境の改善や本学全体機能の向上に活用すること。
  - (2) 年度途中で、研究代表者が他の研究機関に異動する場合又は研究廃止する場合は、すでに譲渡済みの間接経費の一部（異動先で使用する直接経費の30%又は研究廃止する直接経費の30%）は、研究代表者に返還すること。

---

上記研究課題の間接経費の譲渡までの管理を

大 学 名：神戸医療福祉大学  
大学長・氏名：学長 〇 〇 〇 〇 に委任します。

所属機関・職：神戸医療福祉大学・〇〇  
研究代表者・氏名： 〇 〇 〇 〇

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

※ 上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要な経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。